

# 田 村 市 復 興 推 進 計 画

平成 25 年 1 月 22 日

福 島 県 田 村 市

## 1. 計画の区域

田村市全域

## 2. 計画の目標

本市は平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、旧警戒区域を一部に抱え、現在も約 2,300 人の市民が仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされている。また、原子力発電所の事故に伴う風評による影響で、生産活動を県内外に移転する企業や雇用者の解雇・流出等により、製造業出荷額は震災前に比べて約 3~5 割も減少しており、市内の地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような中で、震災前の状態に一日も早く戻れるように環境整備を急ぐとともに、地域経済の再生を目指すため、本市の中核的産業を担う企業を支援し、官民一体となって復興を推進することで、雇用の維持及び創出を図り、さらに地域経済の再生と安定化を本計画の目標とする。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用の維持・創出及び地域経済の再生を促進するため、本市の製造業において製造品出荷額の約 22%、従業者数の約 19%を占める中核的産業である輸送用機械器具製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ① 事業の内容

本市に立地する川口内燃機製造株式会社（以下「対象事業者」という）が、舟ヶ作工業団地（滝根町広瀬）の福島工場において、エンジン基幹部品等を製造する内燃機関製造設備の増設等を行うために必要な資金を貸し付ける事業。

### ② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

輸送用機械器具製造業は、本市の製造業における年間出荷額の約 22%、従業者数の約 19%を占める本市の中核的産業である。その中でも、輸送用機械器具製造業の製造品出荷額の約 47%、従業者数の約 21%を占める対象事業者が実施するものであり、投資の規模としても本市の輸送用機械器具製造業の平均投資額を大きく上回ることから、本市の輸送用機械器具製造業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、今回計画している機械設備の増設による経済効果は大きく、計画の目標にある「地域経済の再生を目指すため、本市の中核的産業を担う企業を支援し、官民一体となっ

て復興を推進することで、雇用の維持及び創出を図り、さらに地域経済の再生と安定化」を達成するために必要かつ有効な事業であり、計画目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業  
施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名  
株式会社埼玉りそな銀行、株式会社東邦銀行、株式会社商工組合中央金庫

⑤ 特別の措置  
本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

内燃機関製造設備の増設等を行う対象事業者は、本市の輸送用機械器具製造業の主要企業であり、本市に工場を構える事業者の中でもトップクラスの売上高を誇っている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が向上することによって、関連する産業の活性化につながるとともに雇用の維持及び創出がされることから、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見聴取を行った。

また、田村市、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社東邦銀行、株式会社商工組合中央金庫、対象企業を構成員とする田村市復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。